

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（6月8日現在）

【ポイント】

- 報道によれば、アルゼンチン国内では23,620名（昨日から826名増）の累計感染者数、うち693名（昨日から29名増。アルゼンチンの一日の新規死亡者数としては過去最多）の累計死亡者数、7,305名の累計治癒数が報告されています。
- なお、本8日、当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした、全国強制隔離措置（以下「強制隔離と記載」）を6月28日（日）まで延長することを定めた必要大統領令（DNU 520／2020）が公布されました。また、非居住者の方々の入国の禁止も同日まで継続されています。
- アルゼンチンの感染症危険レベルは、5月22日から、レベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））に引き上げられており、大使館では、アルゼンチンに滞在中の方を対象に所在調査を進めております。在留届、たびレジの登録情報の更新にご協力をお願いします。

https://www.ar.emb-japan.go.jp/itpr_ja/kyoryokuirai.html

【本文】

1 報道によれば、アルゼンチン国内では23,620名（昨日から826名増）の累計感染者数、うち693名（昨日から29名増。アルゼンチンの一日の新規死亡者数としては過去最多）の累計死亡者数、7,305名の累計治癒数が報告されています。

2 本8日、フェルナンデス大統領が、4日夜に発表した強制隔離措置の6月28日（日）までの延長に関するDNU 520／2020が公布されました。今回のDNUでは、下記（1）の感染拡大が懸念される特定の地域については、従来のとおり「社会的、予防的及び強制的隔離（Aislamiento）」が継続され、その他の地域（当館注：国内の約85%の地域が該当します）は次の段階となる制限が緩やかな「社会的、予防的及び強制的距離（distanciamiento）」に移行することが規定されています。同DNUの概要は以下のとおりです。なお、各州・市の状況によって規制の度合いが異なりますので、ご注意ください。

（1） 従来通りの社会的、予防的及び強制的隔離が続く地域（第11条）

ア ブエノスアイレス首都圏（AMB A：ブエノスアイレス州内40市及びブエノスアイレス市）

イ チャコ州サン・フェルナンド郡

ウ リオ・ネグロ州バリローチェ郡及びヘネラル・ロカ郡

エ チュブット州ラウソン郡

オ コルドバ州コルドバ市及びコルドバ首都圏

（2）上記（1）の地域では、引き続き下記の活動が制限されます（第15条）

ア 対面型授業

イ (私的・公的を問わず)人々が集まるイベント。社会的, 文化的, レクリエーション, スポーツ, 宗教的イベント等

ウ ショッピングセンター, 映画館, 劇場, 文化センター, 図書館, 博物館, 美術館, レストラン, バー, ジム, クラブ, (私的・公的を問わず)人が集まる場所

エ 都市間交通, 州間交通, 国際交通 (事前許可がある場合を除く)

オ 観光

カ 公園, 広場の開放

(3) 上記(1)以外の地域(新しく「社会的, 予防的及び強制的距離」に移行する地域)での一般的遵守事項(第5条)

ア 人と人との間は最低2メートルの距離を維持

イ 公共空間ではマスクを使用

ウ 定期的な手洗い

エ 咳をする場合は, 肘を曲げ, 肘の内側等で押さえて行うこと(咳エチケット)

オ 消毒, こまめな換気, 国及び州の保健当局の推奨事項と指示に従うこと

(4) 上記(1)以外の地域における経済活動の基準(第6条)

国の保健当局の推奨事項・指示を満たし, 州の保健当局によって承認された運用基準を保有しており, 床面積の最大50%までに限って, 経済, 産業, 商業, またはサービス活動を実施できる。

(5) 上記(1)以外の地域での制限される活動(第9条)

ア 10人以上の集まるイベント:(公的・私的空間を問わず)社会的, 文化的, レクリエーション, 宗教的イベント等(第7条で閉鎖空間では2.25㎡に1人と規定)

イ 10人以上が集まるスポーツ・トレーニング。参加者が最低2メートルの距離を開けることができないスポーツ・トレーニング

ウ 映画館, 劇場, クラブ, 文化センター

エ 都市間交通, 州間交通, 国際交通 (事前許可がある場合を除く)

オ 観光

(6) 全国におけるリスクグループの職場への出勤免除(第21条)

60歳以上, 妊娠中または国の保健省によって定義されるリスクグループに含まれている労働者, 及び家庭での子供あるいは青少年の世話が不可欠である労働者は職場への出勤が免除される。

(7) 国境閉鎖の継続(第25条)

3 対面型授業8月開始の見込み(報道)

トロッタ教育大臣は, 8月3日から段階的に対面型の授業を開始すべく, 国, 州及び労働組合と調整中であることを明らかにしています。また, ブエノスアイレス首都圏に関しては, 今後2~3週間かけて今後の再開要領等を検討する予定と報じられています。

4 所在調査及び在留届情報の更新のお願い

大使館では、感染症危険レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）への引き上げも踏まえ、現在アルゼンチンに滞在しておられる方々を可能な限り正確に把握するため、在留届を提出されている方には、登録情報のご確認を、「たびれじ」登録をし、実際に滞在されていない方、または、既に在留届を提出されている方におかれましては、たびれじ情報の「削除」をお願いしております。

詳細は「【所在調査ご協力をお願い】アルゼンチンに在留届の提出、たびれじの登録をされている皆様へ!」をご参照ください。 https://www.ar.embjapan.go.jp/itpr_ja/kyoryokuirai.html

(以上)